

# ご 案 内

令和7年4月1日 北海道医療センター院長

## 入院時食事療養費について

当院は入院時食事療養(Ⅰ)の届出を行っており、栄養管理士又は栄養士によって管理された食事を適時(夕食については午後6時以降)、適温で提供しています。毎月のメニューは病棟に掲示されておりますのでご確認ください。

また、患者さん疾病に基づき医師の指示のもと特別食(治療食)を提供する場合があります。提供する際は事前に担当栄養管理士又は栄養士よりお話しがあります。ご不明な点等ありましたら、ご相談ください。

なお、患者さんの食事療養標準負担額は、健康保険法施行規則等の一部改正により、2025年4月1日から下記のとおりです。

|   | 対象の分類                 |                  | 食事療養標準負担額 |
|---|-----------------------|------------------|-----------|
| A | B、C、Dのいずれにも該当しない方     |                  | 1食につき510円 |
| B | 小児慢性特定疾病児童等又は指定難病患者   |                  | 1食につき300円 |
|   | (低所得者Ⅱ又は低所得者Ⅰに該当しない方) |                  |           |
| C | 低所得者Ⅱ                 | 過去1年間の入院期間が90日以内 | 1食につき240円 |
|   |                       | 過去1年間の入院期間が90日超  | 1食につき190円 |
| D | 低所得者Ⅰ                 |                  | 1食につき110円 |

※特別食の場合は別途76円の加算がかかります

### ・低所得者Ⅱ

世帯全員が住民税非課税であって、「低所得者Ⅰ」以外の方

### ・低所得者Ⅰ・・・①又は②の方

- ①世帯全員が住民税非課税で、世帯の各所得が必要経費・控除を差し引いたときに0円となる方
- ②老齢福祉年金受給権を有する方

・C、Dの適応を受けるためには、加入されている医療保険者に、患者さんが「標準負担額減額認定証」の交付申請をして入院中にご提示していただく必要があります。